

## 教 育 民 生 委 員 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 27 年 3 月 16 日
開 会 時 刻	午前 9 時 58 分
閉 会 時 刻	午後 0 時 08 分
出 席 委 員 名	◎中村豊治    ○上田修一    楠木宏彦    鈴木豊司
	吉井詩子    福井輝夫    藤原清史    工村一三
	中山裕司
	小山 敏 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	楠木宏彦    鈴木豊司
担 当 書 記	中川浩良
審 議 議 案	議案第 11 号    平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号） （教育民生委員会関係分）
	議案第 12 号    平成 26 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）
	議案第 13 号    平成 26 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 3 号）
	議案第 14 号    平成 26 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算 （第 4 号）
	議案第 18 号    平成 26 年度 伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）
	議案第 21 号    平成 26 年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計 補正予算（第 2 号）
	議案第 24 号    語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例 の一部改正について
	議案第 26 号    伊勢市立幼稚園条例の一部改正について
	議案第 27 号    伊勢市保育所条例の一部改正について
	議案第 28 号    伊勢市立認定こども園条例の一部改正について
	議案第 29 号    伊勢市特別保育の実施に関する条例の制定について
	議案第 30 号    伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利 用者負担額等に関する条例の制定について
	議案第 31 号    伊勢市保育所保育料徴収条例の制定について
	議案第 32 号    伊勢市介護保険条例の一部改正について
	議案第 33 号    伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第 34 号    伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の一部改正について
	議案第 35 号    伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支 援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第 36 号    伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に 関する基準を定める条例の制定について	
議案第 39 号    伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正 について	
議案第 40 号    尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について	

	議案第 41 号	山田奉行所記念館の指定管理者の指定について
	議案第 51 号	伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（教育民生委員会関係分）
	議案第 52 号	平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号） （教育民生委員会関係分）
	継続調査案件	伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項 管外行政視察について
説 明 員	病院事業管理者	教育長 健康福祉部長 健康福祉部次長
		高齢・障がい福祉課長 介護保険課長 環境生活部長 清掃課長
		教育部長 教育次長 教育総務課長 教育総務課副参事 文化振興課長
		ほか関係参与

伊 勢 市 議 会

## 審査結果並びに経過

中村委員長開会を宣言し、会議録署名者に楠木委員、鈴木委員を指名した。

直ちに会議に入り、「議案第 11 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）（教育民生委員会関係分）」、「議案第 12 号 平成 26 年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」、「議案第 13 号 平成 26 年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）」、「議案第 14 号 平成 26 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」、「議案第 18 号 平成 26 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 2 号）」、「議案第 21 号 平成 26 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第 2 号）」、「議案第 24 号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第 26 号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について」、「議案第 27 号 伊勢市保育所条例の一部改正について」、「議案第 28 号 伊勢市立認定こども園条例の一部改正について」、「議案第 29 号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の制定について」、「議案第 30 号 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について」、「議案第 31 号 伊勢市保育所保育料徴収条例の制定について」、「議案第 32 号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」、「議案第 34 号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第 35 号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第 36 号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」、「議案第 39 号 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について」、「議案第 40 号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」、「議案第 41 号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」、「議案第 41 号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」、「議案第 51 号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（教育民生委員会関係分）」、及び「議案第 52 号 平成 26 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）（教育民生委員会関係分）」以上 23 件を順次議題とし、議案第 26 号から 36 号の 11 件は賛成多数をもって、それ以外の 12 件については、全会一致をもって可決すべしと決定した。

また、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定した。

次に、継続調査案件の「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」について、当局から報告を受け、若干の質疑の後、今後も調査を継続することで決定した。

次に「管外行政視察について」を審査し、委員長提案のとおり決定し、委員会を閉会した。

なお、委員会の概要は以下のとおりです。

開会 午前 9 時 58 分

### ◎中村豊治委員長

それでは、ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

これより会議に入ります。

会議録署名者 2 名を委員長において楠木委員、鈴木委員の御両名を指名させていただきます。

本日御審査いただきます案件は、去る 3 月 2 日及び 4 日の本会議におきまして、教育民生委員会

に審査付託を受けました23件、継続調査となっております「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」、及び「管外行政視察について」の合わせて25件であります。

案件名につきましては、御手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

### 【議案第11号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）教育民生委員会関係分】

◎中村豊治委員長

それでは、「議案第11号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）」中、教育民生委員会関係分を御審査願います。

補正予算書の56ページを開いてください。

款3民生費のうち、項1社会福祉費、項2老人福祉費、項3児童福祉費、項4生活保護費及び項6国民年金事務費を一括で御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

中山委員。

○中山裕司委員

その前にちょっと御了解いただきたい。（「はい、はい。」と呼ぶ者あり）

全般についての総括的な質問をさせていただきたいと思うんですがよろしゅうございますか。

◎中村豊治委員長

今からですか。

○中山裕司委員

よろしゅうございますか。

◎中村豊治委員長

はい、中山委員。

○中山裕司委員

今回ですね、26年度の一般会計補正予算第6号、これあの全体的に補正の額がですね、20億弱減

額されておるわけであります。

この問題につきまして、今回の補正はですね、最終補正ではよく言われるように、決算補正だということでもありますけれども、20億という減額がされとることについてはですね、自治体の財政構造上そういうような形になるのか、それとも予算編成時におけるところの見込みが非常に査定が甘いのかどうかということにつきまして、まずもって、財政当局からの御答弁をいただきたいと思えます。

◎中村豊治委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

ただいまの中山委員の御質問にお答えをさせていただきます。

一部ですね、予算を編成する上では、歳出の場合につきましては、必要と見込まれる最大値で予算編成させていただいております。

また、歳入につきましては、ある程度、安全側に立った形での予算を組まさせていただきます。

その結果といたしまして、今回、先ほど決算的などという御指摘いただきましたけれども、6号補正ということで、通常の計数整理という形で整理をさせていただいた結果、およそ20億の減額になったという次第でございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

私が申し上げるのは地方自治体の財政構造上こういう形になるのか、あるいはその予算編成時におけるところの見込みが非常に甘いというとおかしい表現になりますけれども、過大したような予算編成になるから、こういう減額が出てくるのではないかと、こういうことをお尋ねいたしておりますので、自治体の財政構造上こういう形に私はなると思うんですが、その点どうでしょうか。

◎中村豊治委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

委員御指摘いただきましたように、財政上の構造上の課題と申しますか、問題という側面もございませう。

こちらにつきましては、ある程度、例えばですね、予算を編成する上では、前年度中に要望をしております。

例えば国の補助金でありますとか、そういったものにつきましては夏ごろから秋口にかけてのところでの概算要望がございませう。

そういったところで要望させていただいた部分に合わせた形で歳出予算につきましては編成をさせていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

ちょっとそれではいかがかと思うんですけど、私が申し上げたいのは、つまり自治体の財政構造というのはですね、もう既に言わなくてもわかっておりますように、自主財源が大体その当市におけるところの予算の半額、半分くらいで、あとは依存財源に依存しなきゃならんというような、地方自治体の財政構造がそういうふうにならざるを得ないというふうになっておる。

そうしますと単純に考えていきますと、自主財源でもってですね、義務的経費を大体その今の話やけども賄っておる。あとの半分が実際的に当市におけるところの政策事業というのか、事業を賄うと、これは国の、つまり依存財源に、まさしく依存しておると、こういう形の構造があるからこういう最終的な補正予算に20億というような減額をせざるを得んというような現実がでてきておるのではないかと、こういうように思うんですが、その辺どうでしょうか。

◎中村豊治委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

御指摘いただいておりますように、依存財源に頼っておる部分が多うございます。

その結果といたしまして、今年度の配当があった部分、そういったところが小さくなりますと、こういった形で減額をせざるを得ない、そういった面もございますので、委員御指摘のとおり構造上の一面もあるということでお答えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

私がこういう御質問を申し上げるのはどういうことかといいますと、かねがね申し上げてきておりますように、我々がしっかりとやっぱり、理解し認識しなきゃならんということは、やっぱりその自治体の財政構造がですね、まさしくこういうような自主財源が当市の場合は半分しかない、あとの半分は、依存財源で、国、県なりの補助金で賄っておると、こういうような、自治体の財政構造がまさしくそうなってきておるということで、先ほどあなたの申し上げられましたようにですね、前年度に行う国への概算要求に合わせてですね、申請をしてですね、だいたい7月から8月ごろに国のほうから、そういうような概算要望の決定を受けると、その前にそれでもってそれを当てにして予算計上をいたすというかたちの構造になっておると、こういうことなんですよ。

それは、つまりどういうことかいうと、国の進めるような政策施策に対して、地方自治体は、やはりそれに従ったような政策がもう限られてきておると、やっぱり自治体の中での裁量、裁量がですね、非常にもうほとんどないような中での予算が組まれてきておるといところに大きなやっぱり問題があるということなんですよね。

だから、伊勢市におけるところの当市における、そういうような、いわゆる投資的経費、つまり、事業化資金というものがですね、非常にある意味においては、非常に制約、制約というか狭められてきとる、これは。

そういうような中での予算編成をせざるを得んといところに大きなやっぱり問題があつてですね、こういうように、先ほど申し上げましたような、前年度に行う概算要求をですね、当てにして、その予算計上をするということですから、最終的にはこういうような毎年毎年大体近いようなやっぱり減額補正が組まれてくるということなんですよね、これは、大体。

だから、そういうことに対しては、私は財政当局の責任ではないと思うんです。

こういうような、いわゆる自治体の財政構造上そうなっているから、いや応なしにそういうような予算編成をせざるを得んということなんですけれども、申し上げたように、伊勢市としての独自の、裁量的な予算の比較的組まれづらいついとか、組むことが非常に難しいということで、財政当局も大変御苦勞をされとると思うんですけれども、その辺も率直な意見はどういうふうに考えておられるか。

◎中村豊治委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

今御指摘をいただきましたように、基本的には、依存財源の割合が高うございます。

今回のこの、26年度の予算につきましては、最終補正をした段階での56%程度、半分を少し上回ったところまでが依存財源が占めております。

ですので、今御指摘をいただきましたように、基本的には、財源を確保するために、いわゆる国の案内する方向ですね、そちらのほうへ向けてより沿わなければ、事業が実施しにくい。全く、伊勢市独自の何かをやろうと思つても、それについては、いわゆる自主財源の制約がございます。潤沢な、いうたら資金がある中での事業実施ではございませんので、なかなか難しい部分がございます。

そういったものも見ながら、ただそうは言いましても、ですのでということで、国からの指導どおりのものになるんじゃないなくて、少しでも伊勢市独自のものになるように、最善の努力をかけていきたいといところで事業の構築には携わつておるところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

なかなかあの、今の答弁は明確にですね、答弁されたと思います。

まさしくそのとおりだと私も思います。

やっぱり、国の施策政策により沿わなければ、なかなかその補助金も、助成金いろんな点でのですね、ものが降りづらいと、降りづらいということは、つまり前年度中にですね、国への概算要望を出して、そのものを基準にして予算計上、いわゆるその来年度だったら、27年度予算は、概算要望を出して、その概算要望の上に立って予算の編成を、予算を計上するという仕組みになるわけですから、なかなか読みづらいという点といたしまししょうか、国からのそういうような、方向性が示されなければなかなか予算編成が難しいというところに、大きなやっぱり私は今日的な、先ほど申し上げましたように、地方自治体のやっぱり財政構造がですね、まさしくそういうふうになるということをですね、我々自身、議員もしっかりとやっぱり認識をしなきゃならん、これは。

やっぱりそこが私は非常に大きな、やっぱり現在のですね、地方自体の抱えておるところの財政構造がそうになってきておるということですね。

だから、なかなかその今の地方分権といいながらですね、やっぱりその地方で、その意志決定をして、それでその責任、自己決定、自己責任というようなことを言いながらですね。

まさしく、やはりそういうような、従来のな中央集権的なやっぱりその構造にまさしくこういうような財政上構造になっておるということをですね、我々はやっぱり市の中で、予算の受けとめ方をし、また予算に対する審査をいたしていかなければならんということですね、あえて申し上げたいために、私はこういう質問をいたしましたので、財政当局が怠慢であってですね、こういうような、余ってくるような、今の話やけども、予算を組んどるということは決して申し上げておりません。

ただ財政当局においてはですね、やっぱり日々努力しながら、いかにして、やっぱりそういうようなことでの依存財源をいかに多くとるか、まさしくそういうような、仕事が財政当局にとっては非常に重要視されておるといように思うわけでありますから、そういう日々財政の仕事をされてですね、行財政運営を進めていく上においては非常にそういう矛盾を、現実的にやっぱり担当においてはですね、そういう矛盾を感じておられながら仕事をしと思うんですが、その矛盾は感じておられますか。

◎中村豊治委員長

財政課長。

●鳥堂財政課長

すいません、矛盾ということはちょっとあまり適切ではないかなとは思いますが、ただ、今御指摘いただいておりますように、構造上の問題もございます。

確かに自主財源を少しでも、割合をふやしていけば、もう少し窮屈でない形でいろんな施策が組み上げられるのかなというところは感じておるところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

中山委員。

○中山裕司委員

これで終わっておきます。

よくわかるんですよ。

とりもなおさず、やっぱり自主財源をどういうふうによくやっぴり獲得していくかということが一番的な原則になるわけなんですけども、私はやっぱり当市におけるところの自主財源の確保ということは、やっぱり客観的に見て、こういう状況を見たときには非常に、それに期待するところが非常に薄い、ただ現実的に自主財源をふやさなきゃならんということは、原則論でありますけれどもなかなか難しいということも認識をしなければならん。

あなたの立場から矛盾という言葉は使いたくないというのはよくわかります。これはやっぱり、現状的に国とですね、また県、そして市という関係のときにですね、矛盾があるからというようなことは、あなたの立場からは、ちょっと申しづらいということがですね、難しいなということはよくわかります。

しかしながら、私は現実的に、何度も申し上げますように地方自治体の財政構造がそういうような形になっておるということは大きな矛盾だということを申し上げてですね、終わっておきたいと思います。

◎中村豊治委員長

他にありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、款3民生費を終わります。

次に、72ページを開いてください。

款4衛生費を一括で御審査をお願いします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、款4衛生費を終わります。

112ページを開いてください。

款11教育費を一括で御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、款11教育費を終わります。

以上で審査を終わります。

続いて討論ございますか、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論はないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第11号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第6号）」中、教育民生委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 【議案第12号 平成26年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）】

◎中村豊治委員長

次に、本当に145ページを開いてください。

「議案第12号 平成26年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を御審査願います。本件につきましては一括での審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行いますか、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論はないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第12号 平成26年度伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

**【議案第13号 平成26年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）】**

◎中村豊治委員長

次に、183ページをお開きください。

「議案第13号 平成26年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を御審査願います。

本件につきましても一括での審査をお願いいたします。

御発言ございますか。

ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第13号 平成26年度伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

**【議案第14号 平成26年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）】**

◎中村豊治委員長

次に、203ページを開いてください。

「議案第14号 平成26年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」の御審査をお願いいたします。

本件につきましても一括で御審査願います。

御発言がありましたらお願いします。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論ありましたらお願いします。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第14号 平成26年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。  
御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 【議案第18号 平成26年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）】

◎中村豊治委員長

次に285ページをお開きください。  
「議案第18号 平成26年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）」の御審査をお願いいたします。  
本件につきましても一括で御審査をお願いいたします。  
御発言がありましたらお願いいたします。  
福井委員。

○福井輝夫委員

ここのところで287ページの表の中の病院事業収益の医業外収益について、少しちょっとお聞かせください。

既定の予定額が9,415万5,000円ということになっております。

これは26年度の予算を見ますと、病院群輪番制病院運営費補助金が415万5,000円と、それから経営改善のための補助金が9,000万円ということで、合計9,415万5,000円ということになっております。

これが補正の予定額がですね、2億7,317万9,000円という補正がすごく上がっておりますけども、この辺について、何か見込み違いがあったのか、それとも、何か余分の分がですね、何かちょっと新たな分があったのか、ちょっとその辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

◎中村豊治委員長  
病院事務部参事。

●下村病院事務部参事

委員、今おっしゃられました2億7,300万ほどの繰り入れでございますが、これは一般会計からの繰り入れといたしまして他会計補助金の中で、今年度、資金不足改善分としての追加部分といたしまして、2億7,317万9,000円の追加繰り入れをいただいたところでございます。  
以上でございます。

◎中村豊治委員長  
福井議員。

○福井輝夫委員  
わかりました。

資金不足ということになっておるわけなんですけども、今まで、いろいろこの補正というか、いろいろ一般会計のほうから繰り入れしておるわけなんですけど、余りにも大きな資金不足ということになってくると思いますので、当初の予算からしますと、その資金不足について、どこの部分に1番大きく資金不足を生じたのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

◎中村豊治委員長  
病院事務部参事。

●下村病院事務部参事

1番の原因といたしましてはやはり、患者数の減が大きな要因でございます。当初予算から見込んでおりました患者数が、十分その目標値といたしました患者数が確保できなかったところで、患者数の減による医業収益の減と、これがやはり大きな原因だというふうに考えております。

◎中村豊治委員長  
福井委員。

○福井輝夫委員

患者数の減ということですけども、いろいろこれからのことについては、今回のですね、予算の中でもいろいろ皆さん聞いておりましたですけども、医師の確保、それからほかの確保ですね、看護師の確保、そういう面で充実しながら患者数をふやしていきたいというようなことになってくと思いますんですけど、そういう部分がですね、今度の部分ですね、次の分でその辺の計画というか、それ大きな補正をしなくてもいけるような感じでやっていただきたいと思うんですけども、その見込みについてちょっと今一度お聞かせください。

◎中村豊治委員長  
補正予算の範疇で御答弁ください。

●下村病院事務部参事

今年度最終補正といたしまして、平均患者数につきましては、入院180人ということで最終補正としてあげさせていただきます。

この原因はやはり、26年度上半期の患者数が非常に目標値を達成できなかったというふうなところが要因でございますけれども、現状では1月につきましては、平均患者数で申し上げますと204人、それから2月につきましては212人というふうなことで、季節的な要因も多少ございますけれども、病院一丸となって患者数を受け入れられるようにしっかり取り組んでいるところでございますので、この体制で27年度に向けても取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長

他にございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行いますか、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論はないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第18号 平成26年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

**【議案第21号 平成26年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第2号）】**

◎中村豊治委員長

次に、327ページを開いてください。

「議案第21号 平成26年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第2号）」を御審査願います。

本件につきましても一括での御審査をお願いいたします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論ないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第21号 平成26年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第2号）」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### **【議案第24号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について】**

◎中村豊治委員長

次に、条例関係等の議案書35ページを開いてください。

「議案第24号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、討論ないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第24号 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 【議案第26号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

次に、63ページを開いてください。

「議案第26号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正について」の御審査をお願いします。

御発言ありますか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

今回ですね、第3条で保育料の規定が改正をされております。

その内容といいますのが、旧の条例では年額6万6,000円、それをですね、政令で定める額を限度といたしまして、規則で定める額というような形での改正でございます。

「子ども・子育て支援法」を見てみますと、確かに、政令で定める額を限度にしましてですね、市町村が定める額と規定をされておるんですけど、ここでは規則で定めてもいいですよってことがいっておりません。

一方、地方自治法ではですね、住民の皆さんに義務を課したり、また住民の権利を制限するような場合につきましては、法令に特別定めのある場合を除きまして、条例によらなければならないというふうな形で規定をされております。

そのことから、私はこの保育料の額を定めるということにつきましては、条例事項になるのかなというふうに思っております。

そういうことで、今回の改正につきましてはですね、地方自治法に抵触をしないのかどうなのか、その辺の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

◎中村豊治委員長

総務課長。

●中川総務課長

法制の面ですので、私のほうから、答弁させていただきます。

委員おっしゃいましたように、自治法で公の施設の使用料については条例事項ということで、228条の条例主義が及ぶということが規定されております。

したがって、おっしゃいますように、具体的に金額を条例で定めるということが原則、一番最も望ましいということでありまして、具体的に額を定めることが困難な場合、そういう事

情がある場合については、一定の条件づけをした上で規則へ委任する方法というのは、最高裁の判例におきましても許容されているところでございます。

ただ、ここで一定の条件付ということでございますけれども、これは単に規則で定めるとか、市長が定めるといのように、いわゆるそのもの広く、白紙委任するような、委任の仕方というのは適当ではないと、ただまあ幾らを上限として、規則で定めるとか、幾ら以上幾ら未満というような形で、具体的に金額の範囲の設定した上で、規則へ委任する、規則で定めるといやり方、または、計算方法、算定方法を条例でもって定める、一般的な基本的な事項を条例で定めた上で、規則のほうへ委任すると、そういう形をとるべきということが言われております。

今回、「子ども・子育て支援法」の関係で、利用者負担額をもとに、各施設へ徴収する保育料を定めるといことになるんですけれども、実際、その政令というのが、実はまだ国のほうから政令が公布されていないという状況があります。

今回、教育のほうも、こども課のほうも非常に苦勞して、こういうような形をとらざるを得なかったという事情はございますので、その辺については申しわけありませんがお酌み取りをいただきたいと思ひます。

ただ、今回の個々の徴収する保育料については、「子ども・子育て支援法」の規定のほぼ一緒という形をとっていますけれども、政令で定める額を限度として、規則で定めるといことで、実際その、利用者負担額と同額とするとか、利用者負担額を限度として、保護者の属する世帯の所得の状況その他の事業を勘案して規則で定めるといような形で、上限とあわせて所得の状況とか、そういう基本的な事項を今回条例で定めるといような形で、その上で規則へ委任するとい形をとらせていただいたものでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

政令が公布されていないという中で、苦慮されてもらったのは理解をさせていただきました。

ただですね、未来永劫そういうふうな形で規則に委任をされればですね、一応法令では上限はあると言ひますものの、市長の裁量の範囲内で自由に定められる、議会の審議がかかわっていかない、かかわれないような状況になってくると思うんですけど、その辺の状況はどのようにお考えでしょうか。

◎中村豊治委員長

総務課長。

●中川総務課長

おっしゃいますように原則は、額を条例で定めるといのが原則でございますので、ただ許容されていると言ひながら、規則で委任するとい形が具体的に個々のケース、ケースで望ましいかどうかという判断がやっぱり、していくべきかといふふうにお考えしております。

ここは、今後、政令の形がどんな形が出るかといふのを見た上で、判断をさせていただくことになろうかと思ひますが、今後の条例での定め方については、その政令を見た上で、また、原課であ

る教育、こども課のほうとも相談して決めていきたいというふうに考えております。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論終わります。  
お諮りいたします。

「議案第26号 伊勢市立幼稚園条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。  
起立多数と認めます。

よって、「議案第26号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

### **【議案第27号 伊勢市保育所条例の一部改正について】**

◎中村豊治委員長

68ページをお開きください。

「議案第27号 伊勢市保育所条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。  
御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行いますが、討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第27号 伊勢市保育所条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、「議案第27号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

### 【議案第28号 伊勢市立認定こども園条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

75ページを開いてください。

「議案第28号 伊勢市立認定こども園条例の一部改正について」の御審査をお願いします。  
御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

討論ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第28号 伊勢市立認定こども園条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数、よって「議案第28号」は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第29号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の制定について】**

◎中村豊治委員長

88ページを開いてください。

「議案第29号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の制定について」の御審査をお願いいたします。

御発言ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、討論ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第29号 伊勢市特別保育の実施に関する条例の制定」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数。よって、「議案第29号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第30号 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について】**

◎中村豊治委員長

93ページを開いてください。

「議案第30号 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担金額等に関する条例の制定について」の御審査をお願いします。

御発言ありましたらお願いします。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

先ほど鈴木委員のほうからも、利用者負担額に関する質問ございましたけれども、この条例です、具体的な額については政令に基づき規則で定めると、この条例でもそうなっているんですけども、年少者扶養控除が廃止されているけれども、それをあるものとして再計算をすると、それで保育料を決めておりますけれども、それをしなくなって保育料が上がるというケースが考えられますけれども、具体的なケースとしてはどのような場合がございますでしょうか。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

今回、新たな制度に基づきまして、保護者の方に負担をしていただける利用者負担額あるいは保育料を定めることとなりますが、委員仰せのとおり、年少扶養控除という部分については、経過的に軽減の措置をとっていきたいと考えております。

それ以外に負担がふえる方につきましては、今回、算定方法を所得税額をもとにしておったものから住民税の所得割額をもとにした算定に変わることとなります。これは国の制度に準じた形ではございますが、これによりまして、所得の置き換えする段階で、それぞれ所得税住民税の計算方法、控除額が違ったりとかそういった部分でございますことから、若干、その市民税額が同一の水準で移行されない世帯というのが出てきてまいります。

そういった方については、特に階層の切れ目に当たる世帯において、階層が下がったり上がったというようなことが生じるものと考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今の御説明の中にありましたけれども、そのようなことによって所得階層が変わって保育料が上がると、そのケース実際どの程度の割合発生するのでしょうか。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

現在、試算をしておりますのは26年度に在園しておる児童をベースに試算をしております。

児童数の変動であったりとか、あるいはそれぞれ世帯の所得の状況というのも今後変わってまいりますので、あくまでも試算ということになりますが、増額となる方についてはおおむね9%程度ではないかと試算をしております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

その際にですね、今度、新入園児に関しては保育料が上がると、在園児に関してはそのままの形になるということだと思えるんですけども、そのときに2歳のころから在園していて3歳になったと、3歳の時点では新しく入ってきた子がいるという場合に、在園児と新入園児で同じ保育を受けているにもかかわらず、保育料が変わるというケースが出てくると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

委員仰せのとおり、在園児と新たに入所された児童について差が生じる場合がございます。これは先ほどの年少扶養控除をあったものとして、再計算する方法で在園児に対する負担増の経過措置という形で対応することがございますので、新規で入所された方との差額というのが出てくる形になります。

以上でございます。

(「以上です」と呼ぶ者あり)

◎中村豊治委員長

他に御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論がありましたらお願いします。

はい、楠木委員。

○楠木宏彦委員

今回のこの6つの条例案ですけれども、条例案及び一部改正案ですけれども、この子ども・子育て新制度の移行に関わる条例、この前の9月議会でも、審議されましたけど、そのとき私は反対をさせていただきました。

この時、私はその新しい子育て支援策はですね、市の責任によって保育を提供するという現物給付の制度を改め利用者と事業者が直接契約を基本とする現金給付の仕組みへの変更であると。

そのことによって、保育の公的責任における後退が生じるというようなことを指摘させていただきました。

また、同時に、施設基準や保育者の資格要件が大幅に緩和され、これによって、専門的な仕事である保育や幼児教育の質を担保出来ない、また施設の多様性、多様化によって、保育格差を招く、こういった点を指摘させていただきました。

そういう点で、こういった流れにあって、そしてそういうふうな保育・幼児教育を進めるための制度整備の一つとしてのこの今回のこの26号から31号の改正案、そして条例案に関しては、賛成はできないと思っております。

今回のこの個々の条例に関しましてもですね、幾つかの問題点が指摘されると思います。

今、質問もさせていただきましたけれども、年少扶養控除が廃止されたことに伴う、特別措置をなくすことによって、3人以上の子供を持つ世帯にとって保育料が上がるケースも出てくる。

それからまた、新入園児から保育料を上げるということによって在園児との保育料格差が生まれてくると、こういった点で、こういう問題がある以上これら6つの条例改正案、あるいは条例案には反対の立場をとるということで、否決させていただきます。

◎中村豊治委員長

他に討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい。

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第30号 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、「議案第30号」、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

### 【議案第31号 伊勢市保育所保育料徴収条例の制定について】

◎中村豊治委員長

次に96ページを開いてください。

「議案第31号 伊勢市保育所保育料徴収条例の制定について」の御審査をお願いします。

御発言ありましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この保育料徴収条例の対象となる保育所、公立、私立とあると思うんですが、対象となる保育所を教えてください。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

この保育所保育料徴収条例におきましては、まずは市が設置をしております公立保育所が対象となります。

あわせて準用という形で私立の保育所において、徴収する保育の額についても適用することとなります。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

なぜこんなことを聞かさせてもらったかといいますと、今回の伊勢市の保育所条例が伊勢市立保育所条例だったのがタイトル変わりましたですね、これ何で変わるのかなというふうに思ったときにですね、恐らくそういうことかなと思ったんですが、条文の中でどの部分が具体的に公立保育所どのようなかわりを持っていくのか、ちょっとこの見させてもらったときにわかりませんもんで、その辺の説明だけお願いできないでしょうか。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

私立保育所における保育料につきましては、本来制度的にはそれぞれの施設が徴収するというような形で制度はつくられておりますが、経過措置としまして当面は伊勢市が私立保育所に対して委託料を支払い保護者から、利用者からは、市が保育料を徴収するというような仕組みになっております。

そういったことから、この保育所保育料徴収条例におきまして、公立施設、施設の設置者として徴収する保育料の取り扱い、それにあわせて私立について当面の間、市が徴収する保育料の徴収の規定を設けたものでありまして、公立私立問わずこの保育料徴収条例に沿って、保育料の額あるいは徴収に関して、これに沿ってやっていくこととなります。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
鈴木議員。

○鈴木豊司委員

具体的にですね、この条文の中でどの部分がそういうことをうたっているのか、それ申しわけないです。

◎中村豊治委員長  
こども課長。

●藤原こども課長

申しわけございません。

第3条3項におきまして、子ども・子育て支援法附則第6条4項の規定により徴収する保育料の額について準用するという形にしております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

ちょっとだけあの3項の内容を説明いただけないですか。

◎中村豊治委員長  
こども課長。  
よろしい。

●藤原こども課長

すいません、申しわけございません。

◎中村豊治委員長  
暫時休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

後でも結構ですので、また教えていただけますか。  
お願いします。

◎中村豊治委員長  
他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
他にないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論行いますが、討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長  
ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第31号 伊勢市保育所保育料徴収条例の制定」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長  
はい、ありがとうございます。  
起立多数と認めます。よって、「議案第31号」可決すべしと決定いたしました。

### 【議案第32号 伊勢市介護保険条例の一部改正について】

次に8ページを開いてください。

「議案第32号 伊勢市介護保険条例の一部改正について」の御審査をお願いします。

御発言ありましたらお願いします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今回、この介護保険関係の条例案及び一部改正案が5つ出てきておりますけれども、まずこの1番目の介護保険条例改正案ですけれども、この改正案は総合事業の延期と保険料率を改定するものというふうになっておりますけれども、保険料率の改定について若干お聞きをしたいと思います。

保険料率は各所得段階によって基準額の50%から220%までというふうになっております。

市民税非課税世帯及び市民税の課税してる世帯の方でも、所得金額が60万円未満の階層については、保険料率が低減されています。

そこで、質問させていただきたいんですが、低所得者の率について、国の軽減強化の施策があると聞いておりますけれども、それによって50%、この今回出されております案の50%よりも、さらに引き下げることはできるのでしょうか、その場合どのような割合になると推定されますでしょうか。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

楠木委員の御質問にお答えします。

介護保険第1号被保険者の低所得者軽減ということでございますが、現在、国のほうで政令が発出される審議をされていることというふうに考えております。

第1段階区分につきましては、コンマ05引き下げが想定されておりまして、0.5を0.45に27年度以降、軽減するというふうな方向で考えてございます。

当初示されておりました第2段階区分、第3段階区分につきましては、平成29年度以降に実施されるものというふうに想定されておることもあわせて検討されていることというふうに考えてございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
楠木委員。

○楠木宏彦委員

それで今階層の話し出たんですけれども、伊勢市の案ではですね、最も多くいただく層を1,000万円以上でここから220%としておりますけれども、ほかの市ではですね、この階層さらにですね、1300万円以上というような部分も設けて、そこを250%というふうにしているところもございます。

低所得者層の負担軽減のためにも、高所得者層に多く負担していただくことは可能だと思うんですけれども、市の考えをお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

伊勢市の介護保険料率の設定につきましては、国の政令で定められています標準の所得段階区分、9段階区分が今回新たに示されてございます。

その9段階区分の保険料率をもとに、さらに軽減すべきところをまずどこなのかというところを検討させていただいた結果、今回の保険料率の制定とさせていただいたところでございます。

軽減させていただいた部分につきましては、基準となります新しく6段階区分でございまして、倍率1以上所得のある方に負担していただくこととなりますので、今回こういう設定をさせていただきました。

所得がたくさんある方への過剰な保険料率の設定につきましては、制度開始当初からですね、好ましくないというような見解も出ておりますので、あくまでも標準の保険料率をもとにさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

高所得者に対する過剰な負担をお願いすることは好ましくないという話しなんですけれども、その辺どの部分、どの程度が過剰なんかということについてはですね、それぞれの市でいろいろ見解がありまして、申し上げたわけでございますのでね、もしさらに検討していただければと思うんですが、終わります。

◎中村豊治委員長

他に御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

介護保険制度は、介護を家族で抱え込むのではなくて社会で支えていこうと、そういった制度として本来発足したものですけれども、今回のこの条例改正、これは3年に1度の見直しというところで行われておりますけれども、今回特に介護報酬引き下げとあわせて何よりも、要支援1、2の方々の通所介護、訪問介護の介護保険から切り離し、地域総合事業に移行すると、こういう問題、それから、特別養護老人ホームへの入所の一部を要介護の方々に制限すると、こういった問題など、新しい制度設計の中で、法律施行令が改定されるに伴って、この条例及び一部改正の必要とされているものだと思いますけれども、今この医療介護総合推進法に基づく本事業、これは介護保険制度の基準緩和に伴って、やっぱり質の低下がどうしても起こってまいります。

それから介護保険料の引き上げも伴ってくるとのことで、いずれも利用者及び事業者に負担を重くするものである。こういったことからですね、規制緩和をしつつ国や自治体の行政が徐々に社会保障から手を引いていくとこういう流れによるものであって、そういう点で、これらの条例案に

は反対をいたします。

◎中村豊治委員長

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第32号 伊勢市介護保険条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしということに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

起立多数と認めます。

よって、「議案第32号」、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

ここで10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

◎中村豊治委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続けます。

### **【議案第33号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について】**

次に108ページを開いてください。

「議案第33号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の御審査をお願いします。

御発言がありましたらお願いします。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第33号 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

起立多数と認めます。

よって、「議案第33号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第34号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について】**

◎中村豊治委員長

次に、152ページをお開きください。

「議案第34号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」の御審査をお願いします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第34号 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規準を定める条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

起立多数と認めます。

よって、「議案第34号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第35号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について】**

◎中村豊治委員長

次に170ページを開いてください。

「議案第35号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」の御審査をお願いいたします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第35号 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

起立多数と認めます。

よって、「議案第35号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

**【議案第36号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について】**

◎中村豊治委員長

193ページを開いてください。

「議案第36号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について」の御審査をお願いします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第36号 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定」につきましては、原案どおり可決することに賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎中村豊治委員長

起立多数と認めます。

よって、「議案第36号」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

### 【議案第39号 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について】

◎中村豊治委員長

210ページを開いてください。

「議案第39号 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正について」の御審査をお願いいたします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第39号 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いただいて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。  
そのように決定いたしました。

### 【議案第40号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について】

◎中村豊治委員長

213ページを開いてください。

「議案第40号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について」の御審査をお願いいたします。  
御発言がありましたらお願いします。  
ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第40号 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

**【議案第41号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について】**

◎中村豊治委員長

215ページを開いてください。

「議案第41号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について」の御審査を願います。  
御発言ありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようでありますので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第41号 山田奉行所記念館の指定管理者の指定」につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました

**【議案第51号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（教育民生委員会関係分）】**

◎中村豊治委員長

続いて、「議案第51号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」のうち、教育民生委員会関係分の御審査をお願いいたします。

第2条の部分でお願いします。

御発言がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。  
続いて討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。  
お諮りいたします。

「議案第51号 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正」のうち、教育民生委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべきと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

#### **【議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）教育民生委員会関係分】**

◎中村豊治委員長

「議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」中、教育民生委員会関係分の御審査をお願いいたします。

追加配付の補正予算書の12ページを開いてください。

款2総務費、項1総務管理費、目26地域住民生活等緊急支援事業のうち、教育民生委員会関係分を一括で御審査をお願いいたします。

当委員会の所管につきましては、（大事業1）の地域消費喚起・生活支援事業のうち（中事業2）太陽光発電普及及び促進事業、及び（中事業4）介護用品支給事業、及び（大事業2）地方創生総合戦略推進事業のうち、（中事業12）教育環境整備事業、この3件であります。

御発言がございましたらお願いします。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私はまず地域消費喚起生活支援事業の中の（中事業4）介護用品支給事業についてお聞きいたします。

この地域消費に結びつく生活支援策として、今回この事業が効果のあるものだというふうに判断をされてあげていただいたと思いますので、その理由がわかるような形で事業の概要の説明をまずお願いいたしたいと思います。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

委員の御質問にお答えします。

介護用品購入支給事業、いわゆるおむつ券等の支給事業ということでなっております。

効果につきましてははですね、従来事業の目的でもございます、本人、家族の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るといふようなことがまず目的でして、事業でございます。

これにつきましては、利用の金額、それから対象の拡大、枠の拡大等を行いまして、地域の住民の方々の生活を支援するとともに、地域の消費を喚起するものということでございます。

以上御質問にお答えいたしました。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

今回このおむつ券の、いわゆる拡大ということになると思うんですが、私もふだん市民の方から聞かれた場合には、要介護4や5の方しかだめなんですよということを言わせていただいていたわけなんです、今回、事業に2とか3の方も広がって、また障がいの方も広がるという、一部の方に広がるというふうに理解しておるところでございますが、今回このことをすることによって、やはりその事業として、今後、2とか3の人にも広がるんだなというふうに誤解を与えることのないように工夫をして、平成27年度の今期限りのことなんやというふうに、誤解を受けることのないように、工夫をしていただかなければならないと思いますがその辺いかがでしょうか。

◎中村豊治委員長

介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

委員のおっしゃいますとおり、この事業につきましては、従来新規につきましては利用の勧奨をさせていただきまして、受け付けして、決定するというような流れをとってございます。

拡大部分につきましても同様に、そういったこの年度の事業でございますっていうようなお知らせもあわせて、十分させていただきたいというふうに考えてございます。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

それですね、これ6,800万とかなり金額が大きいので、これに関して、その生活支援ということはずごくわかるんですが、消費の喚起ということにどれくらい効果があるのかということ、どういふふうに需要を見込んでいらっしゃるのかということ、ちょっとお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

経済的な効果ということもあわせてだと思いますが、利用勧奨させていただく仕組みもございませので、全ての方が100%使われるというようなことはちょっと考えにくい面もございませが、できる限りわかりやすいような案内をさせていただきませして、御利用につなげていきたいというふうにて考えております。

以上でございませ。

◎中村豊治委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

利用の勧奨もしていくというところで、国から急にこれは言ってきたことですので、大変苦勞されたということだと思ひませ。

冒頭の議論でありませたようにこの国の施策に寄り添うということの難しさというものもあつたのかなというふうにも理解をいたすところではございませが、これは先行型ではなくどちらかというて緊急経済対策というやうな性格のものであると思ひませ。

しかしこれをやっていく中で、需要が多んだなということがわかり、また市民が望んでるんだなということがやっていく中で、わかつてくることがあれば今後ですね、財源というものは研究しながら、取り組むべきではないかと考えませが、そのような視点をお持ちかどうかだけお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
介護保険課長。

●大井戸介護保険課長

委員のおっしゃいますとおり、今後新たな需要等見えてくることかと思ひませ。

しかしながら、今後3年間につきませしては、新たな地域支援事業の創造等ですね、必要となつてまいますことから、そういったことも踏まえませして、いろいろさまざま検討、そういったことも踏まえた上で見ていきたいというふうにて考えてございませ。

以上でございませ。

◎中村豊治委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

そうですね、需要が多いからすぐに何か補助していくという考えも大事ですが、また同時に、予

防ということを強化するということにも、大事であると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、地方創生総合戦略推進事業の中事業12の教育環境整備事業について、お聞きをいたしたいと思います。

今回のこの部分に関しましては、地方創生の先行型ということになりますので、またこの地方版の総合戦略の中でも今後考えていくべき位置づけにあるものだと理解しております。将来的にも続けていくべきものとして、価値あるものとして、この事業を選ばれたと思います。

それで先に向けて、どのような目標を持ってこの事業を選ばれたのかということをお聞かせください。

◎中村豊治委員長  
教育研究所長。

●加藤教育研究所長

委員の御質問にお答えいたします。

この事業では、タブレット端末を10校に配布したいと考えております。

子供たちのこれからのわかりやすい授業、それから、学力の向上、子供たち同士が学び合う、そういったことを考え、そして子供たちに確かな学力をつけていくためにはやはり学習意欲を向上させ、そして基礎的な力をつけていく、個々に応じた学習というのが大切になってくると思います。

そういう意味で、このタブレット端末を使って、授業に取り組んでいきたいと、そういう考えで取り入れさせていただきました。

◎中村豊治委員長  
吉井委員。

○吉井詩子委員

ありがとうございます。

これから、できれば全ての学校に配置ということを目指していただきたいと思います。

その中で、今後ですね、こうやっぱり夢のあるような、全ての学校が連携をしながらこのタブレットを使って、例えば同じ中学校に上がる違う小学校同士が連携していくとか、そういうふうな使い方などいろんな工夫をしていただきたいと思うのですが、それと一方ですね、やはり、このICTの充実ということは、もう一面ですね、情報モラル教育でありますとか、またフィルタリングの問題ということも、これ車の両輪として考えていかなければならないことであると思いますので、今現在のこのフィルタリングの状況でありますとか、このモラル教育についての現状を教えてください。

◎中村豊治委員長  
教育研究所長。

●加藤教育研究所長

フィルタリングの状況についてまずお答えいたします。

以前よりフィルタリングにつきましては、不適切な情報は入らないようにフィルタリングはかかっておりましたが、最近の状況を受けまして、さらにフィルタリングを強めた形になっております。

現在、小学校ではヤフーキッズのみの閲覧になっております。

中学校におきましても、ヤフーのみとなっております。

それから、不適切な言葉、それから不適切な映像につながっていく言葉につきましては、個々に削除いたしまして、現在、かなりの言葉が削除されておりますが、まだ現在もその後見つかった形の言葉等については、随時削除してつながらないようにしている状態であります。

それから、情報モラル教育につきましては、このフィルタリングについてはきりがございませんので、どれだけカットしても、それでもやはり擦り抜ける道っていうものはありますので、とにかく使う子供たちのモラル、それから使わせる教師側のモラル、そういったものを徹底していかなければならないので、そちらのほうは、現在までも講座23回、それからその後の注意喚起、いろんな面で行っておりますが、これからさらに、そういった情報モラル教育の教師版の研修会や、それから、子供あるいは保護者についての啓発の講座、そういったものを充実させていきたいと考えております。

◎中村豊治委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

はい、ありがとうございます。

これを充実していくために、フィルタリングというのは欠かせないことですが、やはりきりのないとおっしゃったということはあるかと思えます。やはりこれをいろいろと削除をしてとか、されればされるほど、有効に例えば学級新聞作ったりとかそういうことを何かしたい場合に、なかなかこれ不便なことも起こってくると思えますので、これきりのないことでありますので、やはりモラル教育のほうに力を入れていただきたいなと思えます。

その中で、やはり学校でいくらフィルタリングがかかっても、家へ帰ってきたら自由に見れるわけですので、保護者の方へのこういう情報提供もぜひ強化をしていただきたいなというふうに考えますので、そういった面に力を入れていただきながらこのICT教育をどんどん地方創生の先行の意義あるものとして進めていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上で結構です。

◎中村豊治委員長

はい、他にございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御発言もないようでありますので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第52号 平成26年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」中、教育民生委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で、付託案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告文の作成につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### **【継続調査案件 伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項「小中学校適正規模化・適正配置推進事業について」】**

◎中村豊治委員長

次に、継続調査となっております「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」についての御審査をお願いいたします。

「小中学校適正規模化・適正配置推進事業について」の報告をお願いいたします。

教育総務課副参事。

●宮瀬教育総務課副参事

「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置推進事業の進捗に伴う宮川・沼木統合中学校の建設事業について」御説明申し上げます。

宮川・沼木統合中学校と豊浜・北浜統合中学校2校の建設事業につきましては、今年度予算において設計費を御承認いただき、設計業務を進めておりますが、宮川・沼木統合中学校につきまして

は、このたび基本設計案がほぼまとまりましたので、その概要について御報告申し上げます。

なお、豊浜・北浜統合中学校につきましては、津波浸水想定区域内に立地し、検討項目もさらにふえることから、もう少しお時間をいただきまして、今後別の機会に御報告させていただきたいと考えております。

それでは、宮川・沼木統合中学校の基本設計案をまとめるに至った流れから御説明いたします。まず、資料1の1をごらんください。

宮川・沼木統合中学校基本設計案をまとめるために、昨年9月から現在までの約6カ月間で統合準備会2回、設計打ち合わせ13回の計15回ほど会議等を重ねてまいりました。

日時、参加者数につきましては資料のとおりでございますが、学校教職員につきましては、両校の校長、教頭、教職員代表を中心に、学校の意見を取りまとめた上で会議に参加していただきました。

その主な内容や要望を順を追って御説明いたします。

昨年9月の第5回統合準備会では、新校舎の地震に対する安全性を十分確保してほしいとの御要望がありました。また、地域の避難所として有効に機能するよう要望いただきました。

第1回打ち合わせでは、今後の設計の進め方を説明後、学校からの40項目以上に及ぶ要望書をいただきました。

内容の主なものとしては、地域に開かれ防災を考慮したものにしてほしい、管理部門の連携を考慮してほしい、学年ごとのスペースの区分けをしてほしい、災害時の避難にも対応できる設備を設けてほしい、ITと図書との融合化を図ってほしい、明るい空間にしてほしい、広い教室、廊下にしてほしい、風通しをよくしてほしい、駐車場を充実してほしい、スクールバスの円滑な運用ができるようにしてほしいなどでございました。

第2回打ち合わせでは、学校からの要望を踏まえた基本計画を設計事務所が2案提示し、説明を行いました。

将来の多様な学習環境に対応するために共用スペースを広くとり、明るく開放的な空間を計画したことや、全体計画では敷地北側の住宅からのセットバックを大きくとり、周辺住宅に与える圧迫感を和らげ、かつ十分な駐車場の確保にも考慮したことなどが説明されました。

この2案に対する要望の聞き取りを第3回打ち合わせのテーマとしました。

第3回打ち合わせでは、各校の校長、教頭に加え、各教科担当の代表者にも加わってもらい、より具体的な要望をいただきました。

第5回打ち合わせではこれらの要望を取り入れた、2階建ての第3案と3階建ての第4案を追加提示し、両校の教職員全体で検討した上で、第6回打ち合わせでどちらの案を基本とするかについて決定することとしました。

第6回の打ち合わせでは、学校から2階建ての第3案を基本にしたいとの報告があり、2階建て校舎とすることを決定しました。

第7回の打ち合わせでは、2階建ての第3案に対する学校からの詳細な要望の聞き取りを行い、今後の内部のレイアウトに反映させることとしました。

第8回から12回までは、全体計画と設備・構造の基本方針の確認と、学校からの設備関係の要望の聞き取りを行いました。

今年2月には第7回統合準備会を開催し、基本平面計画案を提示し、意見聴取を実施しました。

その際、保護者代表の方々からは、生徒の学習環境に対する要望、自治会代表の方々からは防災

機能の強化についての御要望をいただきました。

第13回の打ち合わせでは、基本計画の最終確認と今後の設計工程についての打ち合わせを行いました。

基本設計案をまとめるに当たっての経緯は以上でございます。

次に資料1の2をごらんください。

敷地配置計画、平面計画とも、先ほどの統合準備会設計打ち合わせ会議等で出されました学校、保護者、地域の要望を最大限取り入れながら計画をいたしました。

まず1枚目は敷地配置計画でございます。図面上部が現在の正門がある北側でございます。下の南側は山側となっております。

図面のように、北側に校舎、西側に体育館が配置されていますが、これは既設の施設の配置をほぼ踏襲した形となっております。

既設校舎については点線で記入してございます。

この敷地は、外部からの主要なアプローチが唯一正門のみとなっております、かつ敷地内に高低差がございます。そこでこの敷地形状をうまく利用しながら、現在の施設と同じ場所に建設することが最良であるというふうに判断をいたしました。

敷地そのものにはあまり手を加えませんが、プールに関しては解体後駐車場として利用いたしません。

現在の2棟の校舎を1棟にまとめ、北側を空けることで近隣住宅からの距離をとるとともに、駐車場のスペース、スクールバスの回転場などを計画しております。

これにより駐車台数は現在の3倍程度の99台ほどをとることができます。

運動場は、100メートルの直線と200メートルのトラックを計画しております。

校舎と屋内運動場を渡り廊下で結んでいますが、既設校舎に比べ距離が短くなるよう考慮いたしました。

次に資料1の3、1の4、1の5をごらんください。

資料1の3は校舎1階平面図、資料1の4は2階平面図、資料1の5は屋内運動場の平面図でございます。

今回の校舎につきましては、伊勢市の教育方針の中で示されている目指す学校像、みんなが気持ちよく安心して通える学校、社会で自立して生きていく基礎を育てる学校、地域保護者から信頼され愛される学校を3つのコンセプトとして計画しております。

このため、全体の平面計画として見通しがよく、全体の様子がよくわかる吹き抜けやトップライトで明るく清潔な空間が得られるよう計画しました。多目的トイレやエレベーター、段差のない校舎などバリアフリーにも対応しております。

校舎の規模と構造は鉄筋コンクリート造2階建て、約6,700平方メートルで、体育館も鉄筋コンクリート造2階建て約1,400平方メートルとなっております。

大きな特徴としましては、学年ごとの交流や情報交換ができ、学校生活が楽しいものとなるよう、各年のエリアごとに明るいオープンスペースを設けております。

また、普通教室や多目的教室などの廊下側の間仕切り壁が開放できるようにし、オープンスペースや廊下も取り込んでさまざまな教育活動が展開できるように計画しております。

全体的に南側には普通教室、北側には特別教室等を配置してゾーンを分けております。

資料1の3の校舎1階平面図では、職員室等の管理部門からは中央ホールを通して昇降口などが

広く見渡せ、南側の運動場の様子も見ることができ、容易に管理運営ができるものになっております。

また地域の方々にも利用していただけるように、多目的ホールを1階に設け、学校の活動時間以外にも独立して使用できるように計画いたしました。

多目的ホールのわきには非常用物資の備蓄倉庫も備えております。

資料1の4の2階平面図では、学習に関しても従来の図書室やパソコン室といった個々の部屋ではなく、これらを融合させたメディアスペースを設置して連携して活用できるようにしております。

これはコンピュータの使い方が検索機能を活用した調べ学習など、多くの教科でもって多様に活用する方向に変化をしてきているためでございます。

複数の部屋を複合することにより、使用頻度の少ない部屋をなくし、設置した部屋の稼働率を上げて費用対効果にも考慮をいたしました。

資料1の5の屋内運動場平面図では、既設のものと大きな違いはありませんが、屋内運動場2階にも地域防災の備えとして、さまざまな物資や消耗品が保管備蓄できるよう十分な広さの防災倉庫を計画しております。

その他付属設備として太陽光発電や非常用発電設備、雨水利用の防火水槽やバルクシステムによるガスの供給などを備え、万一の災害時にも一時的な避難場所としての機能が確保できるように考えています。

このことにより、地域の集会だけでなく、災害時の一時避難場としても利用できるようにしております。

工期に関しましては、運動場南東のスペースに仮設校舎を建設いたしました。3月中に引っ越しを完了させ、新年度から約2年間の仮設校舎での生活が始まります。その後、旧校舎の解体工事を開始し、10月には新校舎の建設に取りかかりたいというふうに考えております。

工期は約17カ月を見込んでおり、平成28年度中に完成させ、統合校の開校は平成29年度4月を予定しております。

宮川・沼木統合中学校の説明は以上です。

よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

#### ◎中村豊治委員長

それではただいまの報告に対しまして、御発言ありましたらお願いします。

御発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましては、引き続き調査を継続していくということで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めそのように引き続き調査を継続します。

教育民生委員会協議会のために、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後0時07分

### 【管外行政視察について】

◎中村豊治委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

管外行政視察についての御審査をお願いいたしますが、皆さんの御手元に配付をさせていただいております。

大垣市民病院、それから静岡の中東遠総合医療センター、さらには学校施設の適正規模・適正配置に関する熱海中学校の視察、さらには地域包括ケアシステム、富士宮市の視察をするということで、この4カ所につきましては受け入れがほぼ内諾を得ているところでございますので、時間等も含めてですね、きょうは一応御手元に配付をさせていただいております。細かい内容につきましては、もう少し詰めなければいけない部分がありますので、一応その内容で御理解、御了解いただければ、細かい内容につきましては、正副委員長に御一任を願いたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

ありがとうございます

それでは正副委員長に一任をいただくということで御異議ございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

わかりました、ありがとうございます。

細かい内容につきましては、決まり次第、委員さんに配付をさせていただきます。視察報告書につきましては、所感ということで、視察後10日以内に所感をですね、正副委員長に提出をしていただくということで、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で御審査いただきます案件は全て終わりました。

これをもちまして教育民生委員会を閉会させていただきます。

開会 午後0時08分

上記署名する。

平成27年3月16日

委員長

委員

委員